

京都市告示第 667 号

京都市屋外広告物等に関する条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、屋外広告物等特別規制地区を指定したので、平成 9 年 2 月 28 日京都市告示第 357 号（京都市屋外広告物等に関する条例に基づく屋外広告物等特別規制地区の指定等）の一部を令和 2 年 7 月 1 日から次のように改めます。

なお、関係図書を都市計画局広告景観づくり推進室で縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 31 日

京都市長 門川 大作

第 1 項の表合計の項を次のように改めます。

先斗町屋外広告物等特別規制地区	2. 1
合 計	21. 7

(都市計画局広告景観づくり推進室)